医療法人　西秀会　さくら整形外科クリニック
さくら通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規定

（事業の目的）

医療法人西秀会さくら整形外科クリニックが開設する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「施設」という。）が行う介護保険事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

施設の従業者は、利用者が要介護及び要支援状態等となった場合において、その利用者が可能な限り、その居宅にて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とし、地域の医療福祉サービスに努めることとする。

（施設の名称等）

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１）名　称　　さくら通所リハビリテーション
２）所在地　　取手市桜が丘１-２-１
３）事業所番号　０８７１７００４７２
４）管理者　　槌谷　宏平

（従業者の職種・員数）

		資格	常勤	非常勤	備考	計
管理者		医師	１名	０名	診療所兼務	１名
従業者	医師		１名	２名	診療所兼務	３名
	理学療法士		５名	０名	診療所兼務	５名
	柔道整復師		４名	０名	診療所兼務	４名
	介護福祉士		２名	０名		２名
	介護職員		２名	０名		２名

（営業日・営業時間）

営業日	さくら整形外科クリニックの診療日に営業
営業時間	8時30分～17時30分
緊急連絡先	医療法人　西秀会　さくら整形外科クリニック 取手市桜が丘1-2-1【TEL】０２９７-７１-６２８０

（利用定員）

施設の利用者の定員は次のとおりとする。

利用定員　：　１５名　　１単位目１５名
２単位目１５名
３単位目１５名
４単位目　３名

（事業の内容）

施設の事業は、介護保険法に従い通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業を行うものとする。この事業が営むサービスの主たる目的は機能回復であり、利用者の希望や生活状況、家族の介護の状況等によって利用時間やリハビリ・プログラムを提供する。

（利用料及びその他の費用の額）

１　施設の利用料の額は厚生省の定める告示上の額とする。なお、自費として徴収する費用に関しては、利用者への事前の説明を行うこととする。

詳細は別添料金表による。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションに要した経費（有料道路を利用した経費を含む）は、利用者の同意を得て実費を受領する。尚、送迎者を使用した場合の交通費は次の額を受領する。１キロメートル当たり５０円とし、支払いを受けた時は必ず領収書を交付するものとする。

（事業実施地域）

事業の実施地域は取手市、利根町、龍ケ崎市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

１　従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらえるよう指示を行う。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（苦情処理）

利用者および家族からの苦情については、担当者が十分に詳しく苦情の内容を聞いた上で、適切かつ迅速に対応すべく処理をする。

担当：小林秀行　　電話：０２９７-７１-６２９０

（緊急時等における対処方法）

1　利用者及びその他に緊急を要する事態が発生した場合は、施設の従業者は速やかにさくら整形外科クリニックに連絡し、適切な処置を行うこととする。状況に応じて救急搬送等の必要な場合は、その処置を講じるものとする。

2　従業者は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

1　従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2　管理者は、防火管理者を選任する。

3　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、年 2 回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

施設及び従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業の社会的使命を理解し運営にあたり、その他運営に関する重要事項は次のとおり設けるものとする。

① 業務上知り得た利用者及びその家族の情報（秘密事項等）は、許可なく漏洩しない。

② ①を遵守するために、従業者とは施設の従業者ではなくなった後でも①を守ることを雇用契約の内容に含めるものとする。

③ 施設は従業者の資質向上を図るための研修を実施し、機会は次のとおりとする。

（１）試用期間研修　　試用期間（入職時より３ヶ月間）に３日間

（２）随時研修　　随時必要と思われる研修の実施

④ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人西秀会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。